平成2８年度第５回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会

基盤整備促進ワーキンググループ議事概要

日　時：平成2９年３月２７日（月）午前１０時～

場　所：國民會館住友生命ビル 12階小ホール

出席委員：宇治田委員、鴨井委員、谷口委員（WG長）、出口委員、平中委員〔五十音順〕

オブザーバー：竹内氏、古田氏〔五十音順〕

【議題１】　障がい者グループホームの防火安全対策に関するガイドライン（素案）について

* 事務局説明
* 委員意見等
	+ - 今なお６項ロとハが分からない事業者がいるのは、消防、事業者、行政で連携がとれていないからではないか。
		- 消防法令は建物の構造しか着目しておらず、人員体制については考えられていない。
		- 現状のままでは、家主が重度障がい者の入居を断ることが想定され、重度障がい者は賃貸住宅を活用したグループホームで暮らせなくなる。
		- 建設年度の古い府営住宅に入居しているグループホームは、ガイドラインを用いてもスプリンクラーの設置は必要となる可能性がある。
		- 大阪市特例では、人の力も考慮されている。府のガイドラインでも、同様に盛り込んでいけないか。
		- 障がいがあっても地域で暮らすことの必要性を、更に国に対して訴えていくべき。
		- 記載はないが、ガイドラインの宣言として、利用者の命を守るという記載がいるのではないか。
		- 事業者の認識が甘い部分もある。事業者を集めて、どのようにすれば安全確保ができるか、消防から丁寧に説明する場を設けることが必要。
		- 普通の「住まい」であるグループホームを、寄宿舎扱いするのはやめてほしい。障がい者差別である。
		- ６項ロとハの区切り方に納得がいかない。６項ハであっても、安全が確保しきれていない場合もあるはず。個別に検証していくことが必要。
		- 府営住宅を活用したグループホームでは、出て行けという話を合法的にやらないでほしい。このようなことで追い出すようなことは決してしないということを、どこかに書いてほしい。
		- 公表制度について、入居者や自治会には違法状態であることを伝えるべきだが、広く周知するべきではない。公表することで住居を追い出す消防にはなるのではなく、安全確保のためのアドバイザーになってほしい。
* ５月中旬頃を目途にガイドライン素案を修正することと並行して、追加調査や消防庁との調整も行う。

【議題２】　その他

　○　施設入所者の意向調査について事務局説明